

令和7年2月13日
小樽市こども未来部

小樽市子どもの学習・生活支援事業業務に関する質問及び回答について

【委託料】

- ・質問 委託料の使途は限定されているのでしょうか。また、使途について報告や証憑の提出を求められるのでしょうか。

【答】 委託料の対象となるのは、人件費や需用費など小樽市子どもの学習・生活支援事業の実施に必要な経費全般としており、特に使途を限定しておりませんが、事業の実施に当たり疑義が生じた場合は小樽市と協議してください。

また、事業完了後に収支決算報告書の提出が必要となります。収支決算報告の際に、証憑の提出までは求めていませんが、必要と認めるときは、業務の処理状況について確認を求めることがあります。

- ・質問 運営責任者や管理者の人件費について、法人の他の事業を兼務している場合、委託料から全額その者の人件費を支払うことは可能でしょうか。

【答】 委託料の対象となる人件費は、小樽市子どもの学習・生活支援事業の実施に係る部分のみとなります。法人の他の事業と兼務している場合は、他の事業と本事業に係る業務量に応じて人件費を按分し、本事業に係る人件費分のみを委託料から支払うこととなります。

【仕様書7（3）職員の配置】

- ・質問 運営責任者と管理者は兼務することは可能でしょうか。

【答】 運営責任者が実施会場において会場の管理運営等、現場を統括することが可能であれば、運営責任者が管理者を兼ねることは可能と考えています。

以上